平成２２年（フ）第４４６号
北海道旭川市豊岡４条８丁目７番13号　４・８イースト202号室
破産者　水野　雄一
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目６番19号アトリエK
破産者　浅野　成一
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
北海道旭川市永山５条９丁目３番17号
破産者　岸田百合子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
北海道旭川市大町２条５丁目21番地の252　大町グリーンハイツ110号
破産者　鳥羽　純一
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
青森県むつ市大字奥内字金谷沢１番地331
破産者　小向　　渡
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
秋田県横手市安田字谷地岸58番地　メゾンフィレンツェＢ―23号室
破産者　下山　幸二
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５０号
神奈川県藤沢市下土棚380番地　渡辺アパート102号
破産者　高田　　昇
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市小川町23番地１　三笠ハイツ1016
破産者　川崎　春美
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７９９号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２丁目11番３号
破産者　小澤　信弘
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１０号
静岡県熱海市相の原町34番12号
破産者　髙橋　起市
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
京都府城陽市水主北垣内12番地の６、前住所大津市枝３丁目11番６号
破産者　是澤　宏治
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
滋賀県草津市追分町784番地102、前住所大津市瀬田３丁目15番４号
破産者　大澤　宏行
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７３号
奈良県天理市平等坊町227番地８、申立時の住所奈良県天理市富堂町133番地４
破産者　永田　繁浩
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４１号
熊本市東野１丁目３番21号
破産者　木村　眞澄
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3850番地
破産者　吉中製作所こと　吉中　正泰
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ｃ03棟504号、開始決定時の住所奈良県橿原市川西町938番地の51
破産者　大和合成こと　中前　文七
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
奈良県大和高田市春日町２丁目５－５、住民票上の住所奈良県葛城市北花内575番地１　泰雅荘２号室
破産者　田中　公代
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目13番１号　金田テナント２Ａ
破産者　加賀田宣之
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
千葉県木更津市久津間1993番地１
破産者　時田美由紀
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部